

令和2年度における

合併建設計画掲載事業

▷問い合わせ先＝企画調整課企画係(☎内線229)

本計画は、平成13年度の大船渡市と三陸町との合併に際し、住民福祉の一層の向上を図るとともに、三陸沿岸地域の拠点都市としての機能強化を図ることを目的として策定されたものです。

計画期間は、当初、平成14年度から平成23年度までの10年間でしたが、その後、国の制度改正を

■大綱区別の予算額

大綱区分	予算額(千円)
豊かさが実感できる都市環境づくり	2,776,719
魅力と活力あふれる地域産業づくり	82,336
文化の香り高い生涯学習のまちづくり	259,364
合計	3,118,419

■豊かさが実感できる都市環境づくり

区分	事業名	予算額(千円)
生活道路整備	市道盛線道路改良舗装工事中井下欠線道路改良事業 通学路整備事業 猿石線他2路線道路改良事業 中赤崎地区道路新設・改良事業 避難路等整備事業 道路改良事業	848,215
	水道施設整備事業	520,090
	建設改良に伴う施設整備事業	192,300
	綾里簡易水道施設整備事業	19,052
下水道整備	浄化槽設置整備事業	36,633
	公共下水道事業【大船渡町、猪川町】	1,095,969
消防・防災施設整備	消防施設整備事業(消防ポンプ自動車等更新)	29,460
	消防施設整備事業(防火水槽)	22,000
	防災施設整備事業(防災行政無線)	8,000
交通安全施設整備	道路・河川等維持補修事業	5,000

受け、令和3年度まで延長しています。

計画に掲載された事業の財源について、国からより有利な財政支援が受けられ、令和元年度までに165事業に着手し、計画的な整備を進めています。

■魅力と活力あふれる地域産業づくり

区分	事業名	予算額(千円)
漁業生産基盤整備	漁港整備事業【末崎町】	12,100
	県営漁港整備事業(漁港整備事業費等負担金)	26,130
	アワビ増殖事業	2,037
	漁場環境保全事業	1,000
漁業集落環境整備	漁業集落環境整備事業【三陸町綾里】	5,000
林業生産基盤整備	流域森林総合整備事業	20,000
	豊かな海を育む大きな森づくり事業	700
地場産業振興	産・学・官連携交流促進事業	8,400
就労環境整備	Uターン者等就職促進奨励金支給事業	6,969

■文化の香り高い生涯学習のまちづくり

区分	事業名	予算額(千円)
学校施設整備	義務教育施設整備事業(校舎改築・大規模改修事業)【第一中学校】	129,125
	義務教育施設整備事業(プール改修・補修事業)【綾里小学校・日頃市小学校・大船渡北小学校】	15,000
	義務教育施設整備事業(コンピュータ)【小学校・中学校】	99,719
社会教育施設整備	博物館施設改修事業	15,520

求職者資格取得支援助成金のお知らせ

▷申請先/問い合わせ先＝商工課労政係(☎内線111)

市は、指定する講習などを求職者が受講する際に、必要な経費の一部を助成します。

▷助成対象者

次の全ての要件を満たす人

- ・市内在住の満18歳以上の人(在学中の人を除く)
- ・資格取得日時点で公共職業安定所に求職申し込みをしている人
- ・対象講習などを受講し、修了した人
- ・市税を滞納していない人

▷助成対象講習

足場の組立て等作業主任者技能講習、クレーン・フォークリフト・ショベルローダー運転技能講習、車両系建設機械運転技能講習、玉掛け技能講習、ガス溶接技能講習、介護職員研修、危険物取扱者など

▷助成金額

講習受講料など(テキスト代を除く)の2分の1に相当する額(1,000円未満切り捨て)
※単年度につき、25,000円が上限

▷申請方法・期限

資格を取得した日から30日以内に、次の必要書類を提出してください。

- ①大船渡市求職者資格取得支援助成金交付申請書(様式第1号)
- ②公共職業安定所の発行するハローワークカードの写し
- ③資格の取得を証明するものの写し
- ④受講料などの領収書の写し
- ⑤大船渡市求職者資格取得支援助成金請求書(様式第2号)
※①と⑤の書類は、申請先および気仙管内の技能講習受講機関に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。
※交付決定後、申請者が指定する口座に助成金を振り込みます。

▷その他

制度の詳細は、ホームページをご覧ください。



若者の就職を応援!「新規学卒者等就職奨励金」

▷申請先/問い合わせ先＝商工課労政係(☎内線111)

市は、市内の事業所に就職した新規学卒者などに、大船渡地域商品券を交付します。

▷交付対象＝就職した年度の4月1日現在の年齢が35歳未満であって、市内の事業所に「常用雇用者」として就職した新規学卒者、U・I・Jターン者

※過去に交付を受けた人は対象外

※「常用雇用者」＝雇用保険の被保険者で、雇用期間の定めがない、または1年を超えて引き続き雇用が見込まれ、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上で雇用された労働者

▷新規学卒者などの範囲

次のいずれかに該当する、市内在住の人

- ①新規学卒者＝次の(1)または(2)のうち、卒業した日から翌々年の3月31日までの間に、市内の事業所に就職した人
(1)大学(大学院、短期大学を含む)、高等専門学校または専修学校を卒業した人
(2)平成30年3月以降に中学校、高等学校または特別支援学校を卒業した人

②Uターン者＝本市の出身者で、市外に転出し、転出した日から1年以上経過した後に市内に転入した人で、転入した日から2年以内に市内の事業所に就職した人

③I・Jターン者＝本市以外の出身者で、市内に転入し、転入した日から2年以内に市内の事業所に就職した人

▷奨励金の額＝1人につき、商品券6万円分

▷申請期間＝雇用された日から6カ月経過後

【例】就職した日が4月1日の場合、10月1日から申請できます。

※就職した日から1年6カ月経過すると、申請ができなくなります。

▷申請方法

申請書類に必要事項を明記の上、申請してください。申請書類は、市役所本庁商工課に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。制度の詳細は、ホームページをご覧ください。

